

国、青森県の状況について

< バリアフリー関連の法律の概要 >

「ハートビル法」 ～高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律～

特定建築物

学校、病院、百貨店など、多数の者が利用する建築物（特定建築物）で、新築等を行うときは利用円滑化基準に適合させるよう努めなければならない。

特別特定建築物

特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者及び身体障害者が利用する建築物で、一定規模(2,000 m²)以上のもの（特別特定建築物）の新築等を行うときは利用円滑化基準に適合させなければならない。

利用円滑化基準

建築物の廊下、階段、スロープ、便所等で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるために必要な、構造及び配置に関する基準

計画の認定と優遇措置

特定建築物を建築しようとする計画が基準に適合するときは、確認申請手続きの簡素化、容積率の緩和措置、補助制度、低利融資、税制上の特例措置等を受けることができる。

その他

- ・ 地方公共団体は、条例を定め、対象を広げて規制することが可能
- ・ 国や地方公共団体の責務

「交通バリアフリー法」 ～高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律～

公共交通事業者等

鉄道、バス、船、飛行機等により旅客の運送を行う者

移動円滑化基準の適合義務

- ・ **旅客施設の新築または大規模な改良時**における移動円滑化基準への適合
- ・ **車両等を新たに導入するとき**の移動円滑化基準への適合

努力義務

- ・ 既存旅客施設の移動円滑化基準への適合
- ・ 既存車両等の移動円滑化基準への適合
- ・ 路線案内、運賃案内、運行情報等の高齢者、身体障害者等に対する適切な情報の提供
- ・ 介助方法の研修等職員に対しての必要な教育訓練の実施

重点整備地区及び基本構想

市町村は、一定の要件に該当する旅客施設（1日の利用者数が5千人以上等）を中心に、その周辺の道路、公園、信号機等を含めた地区を重点整備地区として設定し、移動円滑化のための事業に関する基本構想を作成することができる。

国や地方公共団体の責務

平成18年6月、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化した総合的なバリアフリー法が制定された。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

<青森県福祉のまちづくり条例の概要>

施策の基本方針

- ・事業者及び県民の福祉のまちづくりへの意識高揚。県、市町村、事業者及び県民の連携、体制の整備
- ・公共的施設等の整備の促進
- ・高齢者、障害者等に配慮された住宅の普及、交通安全の確保、災害等からの保護

公共的施設の整備基準の設定

国で定めた利用円滑化基準よりも対象を広げて設定。

整備基準の遵守等

- ・公共的施設の新築等における整備基準への適合遵守義務
- ・公共的施設や公共車両等及び公共工作物の所有者、管理者等に対し、安全かつ円滑な利用に必要な助言及び指導

適合証の交付及び公表

- ・整備基準適合施設の所有者や管理者に対し適合証の交付
- ・適合証の交付、または不適合時の公表

その他

- ・県や事業者、県民の責務
- ・福祉のまちづくりに関する啓発や情報提供、県民の活動促進
- ・公共的施設等に関する研究・技術開発の促進